

令和元年第2回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

令和元年10月10日

閉会

湖北環境衛生組合議会

令和元年第2回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

令和元年10月10日(木曜日)午後3時22分開会

議事日程

令和元年10月10日(木曜日)午後3時22分開会

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議案第5号及び議案第6号
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議案第5号及び議案第6号
-

出席議員 16名

1番	鈴木康仁君	9番	小倉博君
2番	大和田寛樹君	10番	宮嶋謙君
3番	村上泰道君	11番	櫻井繁行君
4番	関口忠男君	12番	鈴木俊一君
5番	徳増千尋君	13番	笹目雄一君
6番	高野要君	14番	市村文男君
7番	鈴木行雄君	15番	島岡宏明君
8番	櫻井健一君	16番	今野貴子君

欠席議員 0名

法121条により出席した者

管理者	今泉文彦君	会計管理者	諸岡広明君
副管理者	島田穰一君	事務局長	遠藤正志君
副管理者	坪井透君	庶務課長	吉田郁夫君
副管理者	中川清君	所長	三橋信一君
副管理者	根本博文君		

職務のため出席した者

係長	古渡正好君	主事	本多香奈絵君
主幹	金子桂子君		

令和元年 10 月 10 日（木曜日）

午後 3 時 22 分開会

○議長（関口忠男君） ただいまの出席議員数は 16 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第 2 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和元年 7 月分までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、ご報告申し上げます。なお、報告書は事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職
氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会計管理者	諸 岡 君
副 管 理 者	島 田 君	事務局長	遠 藤 君
副 管 理 者	坪 井 君	庶務課長	吉 田 君
副 管 理 者	中 川 君	所 長	三 橋 君
副 管 理 者	根 本 君		

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 会期の決定

○議長（関口忠男君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

10番 宮 嶋 謙 君 11番 櫻 井 繁 行 君

の両名を指名いたします。

日程第3 議案第5号及び議案第6号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第3、議案第5号・平成30年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定及び議案第6号・和解についてを一括して議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第5号・平成30年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて、議会の認定をいただくべく、本日提案をいたしました次第でございます。

平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額、7億838万1千502円・前年度比6万6千177円(0.01%)の減、歳出総額、6億1千94万5千261円・前年度比2千722万6千769円(4.27%)の減、翌年度へ繰り越すべき財源は、972万円となりました。

これにより、平成30年度の実質収支は、8千771万6千241円の黒字となりました。

次に、歳入歳出決算の款別の状況でございますが、まず歳入では、分担金及び負担金、6億2千707万円・前年度比1千509万1千円(2.35%)の減、使用料及び手数料、672万3千394円・前年度比17万2千662円(2.50%)の減、繰越金、7千27万5千649円・前年度比1千543万6千96円(28.14%)の増、諸収入、431万2千459円・前年度比23万8千611円(5.24%)の減となりました。

次に、歳出では、議会費、126万3千146円・前年度比5万6千668円(4.29%)の減、総務費、2千546万1千784円・前年度比83万774円(3.37%)の増、衛生費、3億8千371万9千961円・前年度比1千499万9千655円(4.07%)の増、公債費、2億50万370円・前年度比4千300万530円(17.66%)の減でした。

決算の詳細については、事項別明細書に記載してございますので、ご参照願います。

次に、議案第6号・和解について。

本件は、水戸地方裁判所平成28年(行ウ)第12号及び平成29年(行ウ)第2号損害賠償請求住民訴訟事件について、和解により解決を図るため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（関口忠男君） 次に、監査委員より決算審査の結果についての報告を求めます。

代表監査委員・徳増千尋君。

○監査委員（徳増千尋君） 5番，徳増千尋でございます。平成30年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出の決算審査についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき，管理者より審査に付されました平成30年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算及び諸書類，その他政令で定める書類につきまして，令和元年8月8日に審査をいたしましたので，監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

審査にあたりましては，一般会計歳入歳出決算書，同事項別明細書，実質収支に関する調書，財産に関する調書及び関係諸帳簿，諸証拠書類により収入支出の照合を行うとともに，その計数の正確性，予算の執行など，決算に関する審査基準に基づいて審査を行い，あわせて関係職員の説明を聴取しながら執行いたしました。

その結果，審査に付されました決算書ならびに関係調書はいずれも関係法令の基準に準拠しており，その計数は正確であることを確認いたしました。

また，施設の処理運転につきましては平成17年度の新規稼働以来，今日まで適正かつ正確な体制が構築されており，構成4市からのし尿処理は遅滞なく円滑に処理されていることを確認いたしました。

以上，決算審査の結果とご報告を申し上げます。

以上で終わります。

○議長（関口忠男君） 以上で，提案理由の説明及び決算審査の結果報告は終わりました。

これより，一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず初めに，一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

6番，高野要君。

○6番（高野要君） はい。6番，高野要です。4項目ほど質問させていただきます。

第1点目，契約の解除。みなさんご案内いってないかと思いますが，今このし尿処理場において，まあ覚書というのが交わされ，もう15年になりますか，草刈りが行われてきたわけですが，これが昨年ですか，一方的に契約の解除が決められてございます。私もこの中で契約の解除，覚書の中に，これに記さないものは，末尾にですね，協議の上決定すると，こういった約束事が書いてございましたので，やはり行政がそういう形の中で住民を，まあ裏切るような行為はないだろうと，というようなことできたわけですが，それが弁護士から契約は解除との旨の通達が来たと。しかしながら，まあこの地域の皆さん覚書があるので，今でもこの地域を何年にもわたって無償で草刈りをやっております。まあそういった中で，私ながらに何か地域の皆さんにお手伝いをしなくちゃいけない，私が知りえていることはやっていかなくちゃならない。それは議会での質問しかないと，かように考えましてですね，質問に至っているところでございます。

そこで本題に入りますが，契約は法的に言えば債権債務を発生させる法律行為であります。一方の当事者の申込の意思表示に対し，もう一方の当事者の意思表示によって成立し，同時

に法的拘束力が発生するわけであります。つまり、契約をいたしますと、契約で定めた事柄、それは当事者同士が同意した内容を遵守しなければならないということであります。この法的拘束力を持つ契約は、この契約内容に違反すれば債務不履行責任や担保責任といった法的責任を追及されることになるわけであります。

また、法的拘束力があるということは容易に契約関係を解消することはできないということであります。そのため、契約はどちらかの当事者から一方的に解消することはできないということであります。

また、覚書についてもその記載内容に債権債務を発生させ、また、そのような意思のもと、双方が決め捺印した場合は、契約したと同様に法的拘束が発生するといった判例がございます。つまり、覚書の中に具体的に一定期間その業務を行わせるような内容に記載があれば、契約書と同様ということになるわけであります。覚書にはきちっとその事実が明記されているわけがございます。

それを踏まえ、草刈り業務についての覚書は、契約と同様債権債務の関係が示され、双方が合意をしているわけであり、民法上つまり司法上の法的な契約は成立しているわけであります。

それを受け、組合の事務手続きにおいて不適切な処理は、この相手側である出し山プラント対策委員会には全く関係のないこととございます。事務処理を行った組合の間違いの責任転嫁を対策委員会にすることは、私は大きな間違いであると感じるところでございます。今回の契約の一方的な解除、また、覚書についての見解、対応を法的な根拠を示して答弁を求めます。

2点目ですね、予算の執行についてでございます。こんなことはですね、本来では質問することでもございませぬし、まあ管理者と話すればそれで終わることでもあるのかなというふうに思ったのですが、やはりあまりにも執行部がずさんだと、何をやっているんだというような観点から議会での質問としたわけでございます。

これは環境衛生組合における業務委託でございます。この業務委託は湖北環境衛生組合のプラント場内の草刈りでございますが、いまだに入札は行われず、執行部の組合職員らが自ら草刈りを行い、事務事業を進めておりません。予算は年度当初に執行部が事務事業を議会に認めさせ、ここです。議会に認めさせながら、初めて成立するものです。議会で認めさせた予算が執行されていない。これはどういうことですか。先ほどの、議運の委員長は忘れましてじゃないですけども、議会軽視でございます。

また、事務分掌にある維持管理の部分ですね、これは中の仕事を職員ができますというのもありだと思えます。しかしながら、職員が行うのであれば議会に説明責任はあるのではないかと。私はそのように思うわけでございます。決算の中で減額補正だけがそれで済まされるものではないと思えますが、いかがですか。

そこでお伺いいたします。この業務委託の未執行、いまだにタッチがされておられません。これは局長の自己判断ですか、それとも今泉管理者の指示ですか。お伺いをいたします。

もう1点、これは管理者にお伺いしますが、予算については執行部から出されるものです。議会側からではございません。それを議会で可決させておきながら、議会に何の説明もせず事業の執行をしない。そして職員が作業にあたるという。この行為、どのように思いますか。一般の民間の会社でもやらないような行為ですよ。このようなこと質問する事項ではないのかと思いますが、あまりにもね、やはりこれは職員ばかりでない、管理者の管理不行き届きです。見解を求めます。

3点目ですね、これ臭気の問題です。まあ何回か質問してきておりますが、依然として臭気は取り除かれておられません。まあ焼却炉の夜間運転ということで、それで解消されたというようにお話も聞きましたが、ところが夜になると風向きが変わって反対側の地域に臭いが行くわけでございます。

私がここで申し上げたいのは、この建設時に副管理者島田市長さんおられますけども、臭いはないよというようなことで地元の方は同意書押したわけでございます。しかしながら15年、いまだに臭いは解消されていない。これは15年間どのようなことをやってきたのですか。以前の局長は毎日のように歩いていた。今日は臭いが出てないですね、今日は出ておりますよ。正直に答えながら歩いておりました。今の職員の方どうですか。歩いているのなんか見たことないですよ。全くの無関心であります。今後ですね、これどのように対応していくんですか。一方で草刈りはね、やめさせる、何しろ、言っといてね、片方では迷惑のかけ放題。まあ草刈りとは別としましてもですね、この臭いの問題解消してやってください。時計見ながら質問してますんで、一つこの件について市長に見解をお伺いいたします。

あと職員の権限ですね。えーとですね、これは組合職員といっても局長の権限になりますが、プラント場内の草刈りについては現在も係争中であることは私も存じております。現在も出し山プラント対策委員会の方々は覚書のもとに変わることなく、プラント場内の除草を続けております。〇〇についてはここ数年いただいてないようであります。昨年までは請求書を出しますと、ここにいる管理者がですね、お金は払うことができませんというような通知が来ておりました。しかしながら昨今は来ていない。請求書は出しても何にも通知等々はございません。請求書が届いているか届いてないかもわかりません。

そういった中で私が事務局長に尋ねたところ、事務局長は私が預かっております。私は会計法上どうなんだろうと。請求書を出す、検査をする、1か月以内にお金は払いなさい、これは石岡のね、規則かなんかであると思います。しかしながらこの局長が請求書を預かり、決裁に出さない。この行為どうですか。

そこでお伺いしますが、今泉市長はですね、このような権限、局長に与えているのかどうかお伺いいたします。また局長にですね、この書類についてはまあ権限は別としても自己判

断なのか、管理者の指示なのかお伺いをいたします。

以上で〇〇を終わります。

○議長（関口忠男君） 遠藤事務局長。

○事務局長（遠藤正志君） 管理者の答弁に先立ちまして、私から4項目ご答弁を申し上げます。

まず、1件目の契約の解除についてでございますが、1項目目の法的根拠を示し詳細な説明を行うこと及び2項目目の覚書に示されていることにつきましては、現在訴訟係争中の案件となりますので答弁は控えさせていただきます。

2項目目、予算の執行でございますが、まず1項目目の予算に対する執行の在り方についてでございます。予算執行につきましては、その権限は管理者にあり、規則等に基づき、委任、専決及びその他指揮命令により事務執行には職員が携わっております。

2項目目の職員による場内公園の除草でございますが、今年度は法面の防草工事を昨年度からの繰り越し事業として抱え、まずそちらの業務の処理をさせていただいております。そのような状況の中、地域の方々による除草作業もございましたが、雑草の生育が進み、管理者に報告を行い、職員による草刈りを実施いたしました。しかしながら、現状では刈った草の始末なども実施をしていない状況ですので、11月を目途に公園内の除草と整備事業を委託により実施する予定でございます。

3項目目、臭いに対する組合の対応についてご答弁を申し上げます。まず、悪臭防止法に準じまして、敷地境界点2か所において毎月、煙突の排煙については年2回、機械による測定を実施しております。また、法的な対応と合わせまして、施設周辺の13地点において職員の嗅覚による調査を毎月実施をしております。なお、臭いに関する苦情や問い合わせがあった際には職員が現場に出向き、お話を伺い、実際に臭いの確認を行うなどの対応をさせていただいております。

次に、臭いの一因となります汚泥の焼却については、燃焼温度の調整や施設周辺の風向きや風量に応じた細かい運転調整を行いながら、施設ごとによる運転時間の変更なども実施をしております。ただ、臭いを完全に封じ込めるのは現状の技術では大変難しい状況でございます。組合といたしましては、引き続き地域の人たちの声に耳を傾け、課題解決に向けてどのようなことができるのか考えてまいりたいと思っております。

4項目目、職員の権限について私からご答弁を申し上げます。組合職員としまして、法令、規則等に従い、適法、適切に事務履行することを心掛けております。また、サービスの分担等に基づいた事務の執行にも努めてございます。

ご質問の中にごございました除草作業の報告についてでございますが、請負代金請求の裁判開始以降実施されました除草作業につきましては、実施の都度管理者への報告は行っております。また、除草作業の代金請求書につきましては、請求書が提出されるたびに管理者への

報告と合わせて当組合の選任弁護士に連絡を取り、その都度、相手方弁護士あてに支払いできない旨の連絡をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 高野議員の4つの質問にお答えいたします。

まず契約の解除についてでありますけれども、これはただいま局長が申し上げたとおりであります。

2番目の予算の執行についてでありますけれども、これについては職場のルールがありますので、そのルールに従って行っているというところであります。

それから臭気についてでありますけれども、これについても地元の皆様の声を聞き、周辺環境をより良いものとするよう、対話を重ねながら維持管理に努めてまいりたいと思っております。

そして職員の権限についてでありますけれども、これについても局長が申し上げたとおりでありまして、サービス分担の職場のルールに従って事務の執行に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（関口忠男君） 6番、高野要君。

○6番（高野要君） 係争中であるということですね、答弁ができない。これぐらいのことは係争中であってもね、答弁しなさいよ。裁判で今何が起きているんですか。当事者間の問題でこのぐらいのこといくらでも話できるでしょ。能力がないんだろ、別に。今泉市長は能力があるわけですから、能力がありながらきちっとね、こういうことを答弁してやらなきゃいけない。では私の方から話してあげましょう。

契約は当事者間の約束であり、双方に法的拘束力が備わるものということでもあります。これが原点です。手続等は組合等の責任であって、地元は組合の指導を受け、草刈りをいただき、迷惑施設を受け入れてきたと私は思うわけでございます。今回の事務の不適切を認めるのであれば、信頼関係構築のためにも一方的な対応でなく、地元の方々が理解できる私は説明をするべきだと思います。質問事項については、覚書の末尾に、先ほども申しましたが、ここに定めのないものは協議の上定めると示されているのです。双方が合意した内容を重視し、これが一番大切な業務に対することであるかなと思います。やはり、支配してるのは誰なんだ。一般の人たちが、受け子が支配しております。発注者です。私は、今後の、じゃあ対応についてはお話できると思います。今後の対応についてしっかりと答弁をください。

それでは、先ほど言いました職場のルールですね。予算の執行についてね、非常に大事なことです。何の権限もない、市長も知らない、それで勝手に職員が草刈りをやっている。とんでもない話じゃありませんか。何で予算化するんですか。予算しておきながら、そして執行しない。今泉市長、問題ないですか、それ。予算審議しているんですよ。きちっとやらないんだったらやらないように言うべきじゃないですか。こんなずさんでどうするんですか。何をやってもあります。何が職場のルールですか。じゃあその職場のルールを聞かせてください。

それとですね、これ仕事やりましたけど、細かいことに入っていきます。刈り払い機の講習は全部受けているのか、保険には入っているのか。

それともう1つ、ここで言いたいことがあります。先ほど言いましたね、今年度残っている部分については業者に発注したいと。ここに監査役いますよ。あなたは監査に聞かれた時

何て言いました。あと 1 回ですので私たちがやりますと答えているじゃないですか。詭弁ですよ、あなたが述べていることは。10 日、15 日で忘れるんですか。監査委員にもう 1 回聞きますか。きちっとした答弁をしてくださいよ、私たち本気で質問してるんですから。それとですね、この草が伸びてしまった、さっきそういう話してましたけど、今まで十数年間、今でも地元の人がやっております年間 3 回、それで済んでたんじゃないですか。

それじゃあね、もう 1 つ伺います。もう 2 回目ですんで、これで質問はね、詰められないと思うんで。来年度の予算にも関わることなんでね。今後、直接職員にやらせるのか、それとも入札にするのか、はっきりしてください。入札にしない、職員でやるんだったら予算などに計上しないでください。お伺いします。

3、臭いの問題ですが、いかにももっともらしいこと言っております。臭いは消えない、消えないんだったらここを出ていけばいいじゃないですか。約束が違うじゃないですか。職員の方は何が悪いんだ、立派な人もいます。あの焼却炉、コンポストを作っているあの施設が臭いを出すんだということです。ですからあれが無くなれば臭いは随分違うでしょう。本来はね、そういう答弁するんですよ。もうあれですか、借入金も終わるでしょ、全部返済できたでしょう。そういうのいつたときは補助金も。そうなったときは何の縛りもないじゃないですか。地元で 50 年臭いで迷惑かけてきて、ろくな答弁もできない。この組合情けないと思いませんか。私が悪いんですか、皆さんですか。きちっとした、まやかしじゃなく答弁をするべきだと私は思います。真正面から向かうんですよ。そうすればいい結果が出るんです。じゃあコンポストを少し少なくするかとか。地域の方々と話し合いをしていきたい、そんなこと言うんだったら今までやってくださいよ。もう一度、このコンポストについて、これをなくす用意があるかどうかお伺いします。

あと 2 分しかありませんのでね。私はね、この職員の権限。なぜ私は質問したかと申しますと、このような握り潰し、職員が机の中へ入れとくのか、金庫へ入れとくのか分かりませんが、せっかく皆さんが写真を撮り請求書を出し、それを職員の権限で請求書を出さない、これ処分問題じゃないですか、市長。それとも市長は知ってたんですか。管理者の皆さんもどうですか。どんな請求書であっても決裁はあげるべきなんです。

そこでもう 1 つ言わせていただきますと、私は今、今泉さんと他で、先ほど言いましたように訴訟起きてます。しかしながらその中で、組合の方、てゆうか今泉市長ですね、今泉市長は言っております。組合の局長には何の権限も与えていないということです。これは前局長ですね、前局長が権限があるのかなと思ったら何の権限もないということです。この辺について、あと 39 秒しかございませんので、再度明確な答弁を、今日は住民の方も来ておりますので聞かせてあげてください。

よろしく願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（関口忠男君） 事務局長、遠藤君。

○事務局長（遠藤正志君） まず、私からご答弁を申し上げます。1 項目目、契約の解除についてでございますが。

〔もうあなたはいいんです〕と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 私からご説明をさせていただきます。契約の解除につきまして、繰り返しになりますが、現在訴訟係争中の案件となります。

〔だからもうあなたに聞いてません〕と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 答弁は控えさせていただきます。

〔市長にということでは話してますから〕と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 2項目目、これもまず、私からご説明をさせていただきます。

場内清掃業務委託料の執行でございますが、私ども、予算の執行に関しましては、財務規則等による所定の手続きに沿って適時適切な執行を心がけてまいります。

〔「いや聞いてないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） 場内公園の草刈りにつきましては、11月を目途に除草、集草等の整備業務を執行してまいりたいと考えております。

〔「市長、ちゃんと答えなさいよ、あんたが」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） なお、敷地内の除草作業については、過去にも業者等による委託業務と合わせまして、職員が職務の一環として適時実施をしていたという記録もございます。

また、職員による除草作業についてでございますが、湖北環境衛生組合組織規則の事務分掌に広場その他緑地の維持管理に関することとございます。

また、草刈り作業に従事する際の職員の資格等については、石岡市の例に倣うと特段必要ないものと考えておりますが、管理者からは作業における職員の安全性の確保について指示をされております。職員各自、機械の取り扱いや作業中の安全確保については十分に自覚の上、作業に携わるようにしてまいりたいと思います。

臭気、コンポストの作成量を減らすということでございますが、現在具体的な協議等は行ってはおりません。

〔「もういいから今泉市長にお願いします」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） はい。あと除草作業の報告の請求書ということでございますが、こちらについては、請求書の管理者への提出につきましては、私の前の局長時代から報告のみで提出は行っていないと申し伝えて聞いてございます。ですので、作業があった際には市長へその旨、また、請求書等が提出のあった場合にはその都度、ご報告だけはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 予算の執行にあたりましては、今局長が申し上げましたとおりでありまして、法令、規則等に従い、法令遵守を基本に行っておるところであります。

また、適切な事務、これについても職場の法令、規則等に基づいてしっかりとやっているわけでありませぬけれども、遅延があった場合については私の管理監督の不十分なところがあったということでもあります。私の責任であると思います。

以上です。

〔「もっと答弁はないんですか、管理者はその程度ですか、いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

次に、議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

初めに、5番、徳増千尋君。

○5番（徳増千尋君） あの一応、確認してから質問に入りたいと思います。今、議長の方から通告の順にという言葉がございましたけど、間違いないですか。私はぎりぎりに出しましたので、2番目だということを知っているんですね。だから構いませんけどね。

○議長（関口忠男君） 通告書は順序。

○5番（徳増千尋君） よろしいんですか、それで。

○議長（関口忠男君） その通りです。

○5番（徳増千尋君） 一番先にやってよろしいですね。

○議長（関口忠男君） はい。みなさんに配布したとおりです。

○5番（徳増千尋君） 怖いんですね、あの、事務局が言ったのと違うということはね。この件に限らず。2番目ですと言われてたんですけど。私はやることにね、1番でも2番でも構わないんですけども、後からおかしいなんて言われるの嫌ですから。では構いませんね。

○議長（関口忠男君） はい。

○5番（徳増千尋君） ではやらせていただきます。5番、徳増千尋でございます。

〔「もう質問するのは飽きてんだよ」と呼ぶ者あり〕

○5番（徳増千尋君） 議案第6号、和解についてお聞きしたいと思います。この和解文ですが、私たちに出示されました和解文、これを起案したのはどなたですか。と申しますのは、これ、これだけしか私たちには資料がないわけですね。先ほども揉めましたけれども。これしかない中で判断をしなければならぬ。これをつらつら読んでまいりますと、全面降伏、白旗あげてるんですよ、こちらが悪うございましたという。しかもですよ、これは職員の事務の不履行の不適切ということでずっとなってるんですね。職員の方これでいいんですか、不適切で。私は不適切だからまだよかったと思うんですね、違法ではないから。あのもう少しね、文言に気をつけて書いていただきたいんですね。自分たちの身分にも関係しますからね。で、こう審議する私たちも怖いんですよ、こういう文章って。辞書引きながらですよ。なんの訴訟もみんな事務の不適切。こんなことしたら職員は仕事できませんよ。まあもう一方の考え方で、間違えたことをして訴訟が起きても、不適切で済んじゃうからいかっぺということになるのかもしれないですね。怖くてできなくなるのと、いい塩梅に仕事してしまうのと両極端だと思うんですね。ですから、こんな文章を書いたのはどなたが起案したのか、草案は誰なのか、お聞きしたいと思います。

それと2つ目、ホームページにこれ掲載するようになってますね。1年もの長い間ですよ、公開するの。これは公開しなければならなくなった、その理由をお聞きしたいと思います。

3つ目、ホームページに掲載することに至った経緯。どういう経緯があってホームページに載せなければならないのか。これは原告の方の言い分なのか、それともこちらの言い分で、ホームページに載せますのでどうかこれで和解をいたしましょうというような、随分譲歩したために、これ長すぎますからね、1年も。大体こんな恥ずかしいこと載せるわけじゃないですよ。

〔「3年ぐらい流してもらえ」と呼ぶ者あり〕

○5番（徳増千尋君） で、これについては正副管理者が、正副管理者ですからね、1年という長い期間公開することを決めた根拠、何か根拠があって決めたと思うんですね。ですからこれは、正副管理者のご答弁願いたいと思います。①に対しての起案した者は誰なのか。これは事務局の問題ですから、事務局の方で誰が起案したのかお伺いしたいと思います。1は事務局長、2、3は正副管理者に答弁願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（関口忠男君） 事務局長、遠藤君。

○事務局長（遠藤正志君） まず、私から1番目の起案した者は誰なのかについてご答弁を申し上げます。和解条項案につきましては、裁判所が原告側から提出された和解案原案と被告側が提出した和解案草案についてそれぞれの内容のすり合わせを行い、最終的に裁判所において作成をされたものでございます。不適切、違法ということでございましたが、先ほど訴

訟の内容のご説明の中で、訴訟では違法な事務手続きがあったとしてということで訴訟提起をされましたが、今回和解の条項案の中では不適切な事務ということで和解の条項の作成をしてございます。

また、2番目、3番目、正副管理者に先立ちまして、こちら私の方からご説明とご答弁をさせていただきます。

まず、ホームページへの掲載及びその期間につきましては、原告側の要望でございます。組合として承諾をした理由といたしましては、この訴訟が当初、組合の支出を争点としておりました。そのような訴訟の最終的な結論は、市民へ広く公開するべきと考えております。また、訴訟の前段となります住民監査請求については新聞等で報道もされておりますので、どのような結論に至ったかを市民に周知する必要もあると考え、掲載に同意をさせていただきました。1年間という掲載期間でございますが、掲載が市民への情報公開、結果の周知ということを目的といたしますので、掲載期間が短いとなると十分な事実確認ができず、掲載の目的が損なわれてしまいかねない、説明がなかったことと同じではないのかというようなご意見が出されることも考えられます。従いまして、市民への説明という観点から、1年という期間は標準的なものではないかと考え、同意をいたしました。

以上でございます。

〔「2年ぐらいあってもいいんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） ホームページ1年間という公開するその理由でありますけれども、これについては今、局長が申し上げたとおりでありまして、市民に十分周知する年限としては標準であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（関口忠男君） 5番、徳増千尋君。

○5番（徳増千尋君） 今、局長の方からの答弁で、原告から出た書類には違法と書かれていたと、こう答弁がございましたね。だけれども、私たちのいただいたのには違うんですよ。不適切なんですね。不適切だと違法ではないんです。私がこんなこと説明するまでもなく。違法と書かれていたということは、法律とか命令に背いていたということになりますよね。それを和解の時には、よく聞いてください、ぐすぐす横としゃべらないで。これ大切なところですからね。和解になったら途端に、自分たちの責任にしちゃっていいんですか。

○議長（関口忠男君） 徳増さんは間違ってるんですよ、質問を。

○5番（徳増千尋君） 何で間違えてるの。もらってないですよ、私たち。

○議長（関口忠男君） 違う、違う、さっき言ったことは違いますよ、そういうこととは。

〔「はい、休憩取ってやって、休憩取って。個人的な話。」と呼ぶ者あり〕

○5番（徳増千尋君） だって言ってたじゃないですか。

○議長（関口忠男君） 不法だということで出てきたけど、今回の和解の。

○5番（徳増千尋君） だから出てきたのは違法だけれども、違法という文章は私たち誰ももらってないんですよ。だから不適切と書かれていると思って判断するしかないんですよ。議長は聞いていたんでしょうけれど。これを判断しなければならない。議案として出された以上、私たちが判断しなきゃならないですよ。でもここには違法とは書かれていないんですよ、不適切と。その不適切の中で判断するしかないんですよ。私はね、あの質問が間違えているなんて言われる筋合いございませんからね。

○議長（関口忠男君） いや、間違ってますよ。

○5 番（徳増千尋君） 間違ってますよ。だって、いただいてないですよ。

〔議長に質問しているわけじゃないから続けてください〕と呼ぶ者あり〕

○5 番（徳増千尋君） 違法ではないと思って質問しているんですからね。違法だったらもう完全に白旗じゃないですか。こんなの何も審議するまでもなく負けじゃないの。法律違反なんだもん。

〔和解してること自体がおかしいんだよ〕と呼ぶ者あり〕

○5 番（徳増千尋君） 和解だとか、こう続けるのは勝手だからいいですよ。だけど審議する方の責任があるわけですよ。だから文言一つで判断が変わってくるわけですからね。だから先ほど同僚議員から、あの原案、原告から出したものを出してほしいと言ったのは、こういう文言一つずつ考えていかなきゃならないんですよ。だからあの、そういう要求があったんだと思うんですね。間違えた判断をした時の議会の責任問題にもなりますからね。非常に怖いんですよ、そういうところは。そんなに議会の判断って甘いものじゃない、無責任な問題じゃないんですよ。私は、違法と書かれていたというのは今初めて聞きましたので。でも、これは不適切と書いてございますので、この書いてある文章の中からは判断できませんから。口で言ったことは、言った言わないになりますので。テープだって消されちゃえばそのままですから。それは信用できませんので。この配られました議案第 6 号について、判断するしかないと思っております。その元に判断をさせていただきたいと思えます。

あの今、答弁いただきました中でね、こんなガタガタになるような議会だとは思いませんでした。本当に残念ですけれども、致し方がないと思えます。この程度のことで、私共の議会を、まあ騙されるという言葉は使っちゃいけないのかもしれないですけれども、これで上手くいくと思ったから、不適切という。でも不適切というのは皆さんの責任ですからね、事務局の。職員の責任ですからね。職員がこういう判断をしたということで。自分たちでかぶる覚悟がおありなんでしょう。それはそれであの結構だと思えます。すごい判断だなと思えます。これはあの、あれですか。先ほど裁判官という言葉がいくつか飛び交いましたのでね、これは和解の中の受諾和解ですか。これ確認したいと思えます。裁判官が入ったということで、3 者の話し合いということなのですか。それをお聞きしたいと思えます。

あの皆さん、市長がお書きになったスーパー公務員という、あの冊子読んだことございますか。あの中に、公務員たるものはどうあるべきかということが書かれております。

〔市村文男君退席・出席議員15名〕

○5 番（徳増千尋君） でも私があの中で1つちよっと違うなと思うのは、スーパー公務員は一人一人がなるんですけど、スーパー公務員を育てるのはトップの責任だと思っております。ですからトップもそのように育てていかなければいけないんですけれども、私はあの中に書かれていたことを一度、あの、皆さん読まれた方がいいと思えます。私も市長から少し勉強なさいと言われて、いただきましたので読んでではみたくは思いますが、なるほどなと思うことがたくさん書いてございました。やはりあの、職員たるもの一度は読んだ方がいいなと思えました。

〔読まない方がいいんじゃないの〕と呼ぶ者あり〕

○5 番（徳増千尋君） では、1 点だけ 2 回目の質問でご答弁願いたいと思えます。

以上で質問は終わります。

○議長（関口忠男君） 事務局長，遠藤君。

○事務局長（遠藤正志君） 私からご答弁をさせていただきます。先ほどの全員協議会の中で、訴訟内容についてご説明をする中で、訴訟内容の中では、違法な事務手続きがあったので返還請求を提起せよということでございました。それを和解の中で違法という言葉になりますと、これは裁判官の判断でございますから判決となりますが、違法という言葉を使わないで、私共、原告被告の裁判官の協議をさせていただく中で、不適切な事務という文言を使用させていただいた次第でございます。

和解なんです、和解につきましては、こちら原告側から和解の申出をいただき、で、この和解の条文で合意に至れば原告側が訴えを取り下げると、和解条項の中にも記載してございますが、(5)の中で、和解により原告側が本件訴えを取り下げる旨の、ということがございますので、この条項に沿って取り下げになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔もう3回目ないでしょ。ないでしょ、3回目〕と呼ぶ者あり〕

〔「2回」と呼ぶ者あり〕

〔「2回でしょ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 答弁終わったかな。

〔「手挙げてないから大丈夫でしょ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 次に、6番，高野要君。

○6番（高野要君） 6番，高野要です。議案第6号についてね、お伺いいたします。

ただ今、同僚議員からね、同上ありました。まあ答弁聞いてるとね、いつもの調子でありましてね。ほとんどが本当に納得いくとおりにじゃないのかなというふうに思います。議会、私は一問一答で1時間もやってほしいんですが、この2回というのが非常にですね、良いのか悪いのか分かりませんが、質問にならない質問であると。ここは良いでしょう、逃げるのに楽ですからね。しかしながら、これからは時間も増やしてですね、本当に有意義な議論をしたいと私も思っております。

私もですね、同僚の議員から先ほどありましたけどですね、私はですね、本当に、告示日にこの和解草案出てきたということに関しましてね、非常に憤りを感じます。なぜ、私も議運の委員長拝命しております。そういった中で何の連絡もなく、そして少なくとも3日ですか、質問の最終日です。それ以前に説明を受ければ、質問する方も私と徳増議員だけじゃなく、たくさん増えたかもしれない。しかしながら、何もかにも本当に復命した中でただこの2点だけ。そして今、話を聞いていて情けないのは、この2点を認めればあとは勘弁してくれる。裁判なんかちゃんとやりなさいよ、最後まで。負けたらちゃんと謝罪して、謝ればいいじゃないですか。これがこの行政ですか、組合ですか。最後までできないんですか、負けそうになればあれですか。

じゃあ、はっきり申し上げます。この裁判負けるんです、この2項目については。私も調べました。県にも行ってまいりました。債務負担行為、随意契約、これは違法行為であるとはっきり申し上げます。しかしながらそれを知った時にね、相手方の全てね、好意と思って和解する。そしてどうですか、これ。皆さんにはうやむやにして、市民には終わろうとしてんじゃないですか。勝っても負けてもいいじゃないですか、相手が間違ってた。だから負けた。こちらが間違っていなければ勝つわけですよ。私は、行政であるならばきちっとそういうことをするべきではないのかなというのが私の考えであります。これは50年経ちまして、

今までにない前代未聞の告発の事件であります。やはりこういったことは、きちっと私はずね、最後までやるべきじゃないかなと。負けるのが怖い、相手方が許してくれるんだったら頭下げちゃおう。こんな行政であってはまずいし、管理者の皆さんもね、そういうことではまずいと思いますよ。私は思います。

そして今、徳増議員からもありましたけど、このような大事な案件を議会前のわずか3分5分で説明して、それで一番いけないのは、その時どうですか。告発状を出していいかどうか今から調べます、そんなことありますか。事前に調べて、告示するときには皆さんに知らせたらどうですか。そういったこともしない。今泉市長と局長の間の問題。これ全て詭弁でございいます。聞いてない、言っていない、言った。あとで明らかにしますよ。

ですからこういうね、本当に、これ傷つく人もいるわけです。裁判です。周囲の人のこと考えたことございますか。こんなことで3年も翻弄されてきているんですよ、皆さん後ろにおりますけど。いつも執行部と議会が一つになって、後ろの人たちを翻弄してきたんじゃないですか。だったら、後ろの人たち、地域の人たちにも一言このようなお話してあげてもいいじゃないですか。こんなね、論じても仕方ないのに、時間なくなるんでね。

これなぜです、私は分からないんですけども、なぜこんなに急いでね、皆さんに説明責任も果たすことなく和解を進めたのかね。だいたいね、むきになってやってたような気がするんですけど。私もここへきてそういった話とは別に来たんですけどね、すぐに弁護士と話してくださいとかね、まあ良いのか悪いのか分かんないけども、そういうこともされましたけど、なぜ急いだのか。今、論じましたけども、私はこういう問題は、中途半端な和解でなくきちっと結論を求めるべきである。原告が勝ってもいいじゃないですか、こちらが悪いんだったら負けるんです。そのようなことを私はしっかりと、私は逃げないですべきだと思います。どうですか、この辺もご答弁ください。

あとこの和解、ここに2項目は出ておりますけどこれ、全て一事不再理で全部この問題は消えるんですか、残るんですか。残ったらあとの問題が生じてくるわけですよ。この件についても伺います。

先ほど、この地域の方の話をしましたけども、この和解により、係争中係争中と言っておりますが、この金銭の未払い何百万であります。その請求書は事務局が預かっているようでございます。今後ですね、この和解、和解したことによって私、この地区の人たちを問題視としてきた案件は全てなくなるわけです。事案はなくなるんです。その時にですね、この一方的な解除、契約の。これ地元の人に対してね、どのような対応をとるんですか。3年間の長きに渡り、皆さんは苦しめてきたんですよ。看板を立てたり、いろいろやってきました。まあ新しい議員さんは分からないと思いますけど、予算まで削除したんじゃないですか。こんで草刈りを予算がないからできないですわね。そこまでやってきて、これ和解、だから私は和解してほしくなかったんだよ。何でかっていうと和解しないでずっと引っ張ってほしかったんだよ。そうすれば、私も自分なりに諦めもするし、我慢もできた。完全に敗訴じゃないですか。そうした時、これ地域の人たち、まずこの地域の人たちをどうするのか。だんだん声が大きくなるのでね、もう今日は静かに話そうと思って来ましたんで。市長さんね、これ本当に皆さん苦しんでまいりました。そのことについてね、私は一定の理解、管理者の皆さんここにおります、理解を示していただきたい。

そして私が一番腹が立つっちゃうか、懸念しておるのは、この皆さんも裁判をしてるんです。草刈り代金わずか50万円です。でしたら一緒に、皆さん全部解決しましょと、そのぐらゐの度量があつて普通じゃないですか。一方は捨て置き、片方は自分で火が出てきたから、

これでは私はいけないと思いますよ。別に分かる範囲で結構ですけど、まあ地元の問題、一事不再理の問題、私が強く求める和解でなく、結果を求める。なぜこんなに急いだのか。この件についてね、管理者から答弁を求めます。

○議長（関口忠男君） 事務局長，遠藤君。

○事務局長（遠藤正志君） 管理者の答弁に先立ちまして、私から。

〔「先立たなくていいですよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） ご答弁を申し上げます。

〔「もう聞き飽きたから」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（遠藤正志君） まず、何故早急に和解となるかということでございますが、こちらにつきましては、本年1月、原告から和解のお申し出があり、原告被告、また裁判所を交え、複数回和解条項案について協議を行っております。そうした中で、双方の中で和解条項案について同意をしたので、今回和解に向けて議会へ上程をさせていただきました。

また、和解につきましては互譲の原則というのがございまして、私共で譲るべきところは譲る。また、原告側からも譲るべきところは譲るという中で、それぞれ協議をさせていただいた次第でございます。

また、この和解の内容でということではございましたが、ここにも書いてございますように、和解を受け入れた場合には、(5)に原告は本件訴えを取り下げ、被告は本件訴え取り下げに同意するというところでございます。

また、こちらともう一方、代金請求の裁判がございまして、2つ裁判がございまして、やはり同じペースでそれぞれ審理が進むというようなことは非常に難しい状況でございます。私共、湖北環境衛生組合といたしましては、今回こちらの損害賠償請求について和解のタイミングをつかめましたので、このタイミングで和解案を議会へ上程をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 管理者，今泉君。

○管理者（今泉文彦君） この度、和解条項案を示すにあたりまして、この条文が示すとおり不適切な事務処理を率直に認め、私は今後法令遵守を誓い、これまでの行政として適切を欠いた姿勢を改め、地域住民の皆様、とりわけ長年に渡り地域の環境保全に心を砕いた柏山浄化プラント対策委員会の地元の皆様には、心よりお詫びの言葉を述べるものでございます。

これを契機として、和解でありますので、解いて和するという意味で、誰もが良かれと思って行動したことでありますけれども、掛け違いあるいはこんがらがった糸のようになった今回の状況でありますけれども、そういった和解という結果は原告からのお申し出と被告は私の方ですけれども、それが呼応してさらに裁判所が加わって和解条項として取りまとめたものでございます。

和解とは当事者がお互いに譲歩して争いをやめる契約であり、今回の件を具体的に示しますと、草刈りを覚書によって請け負っていた先ほどの対策委員会と湖北環境衛生組合との間が様々な要因で掛け違いが起り、そこに契約上の不適切な事務処理が加わって相互に違法性を指摘したり、自己の正当性を主張したり、解決の出口の見えない状況になっていたわけでありまして。

和解の真の意味を捉えたとき、解いて和するのとおり、こんがらがった糸をほどこき1歩も2歩も退がり、緊張を解いていかなければこの状況の解決の道はないと思っております。

これを契機として、解いて和する解決の道を模索することを私はお約束すると同時に、過

去の経緯より地域の発展を目指すために一刻も早く和解を進め、地元の皆様とともに将来を展望した地域づくりを考えていきたいと思っております。

お隣の小美玉市では茨城空港にアクセスする新たな道路が開通し、地域は大きくかわろうとしております。かすみがうら市では神立駅とその周辺が見違えるようになって、さらに土浦市では自転車のまちづくりが着々と進んでいます。東府中を中心としたこの地域は、立地にも恵まれていますので、高野議員さんのような方もおられますし、どうか今回の和解をきっかけに、将来を展望した新しい関係の構築をお願いするものでございます。

以上です。

〔「この中での喧嘩はやめてほしいわね」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 6番、高野要君。

○6番（高野要君） 今、市長からですね、本当に答弁いただきました。いや、目頭が熱くなりました。なかなかでも信用できないんですよ。信頼というのはすぐに回復するものではないです。やはり言葉一つでね、まあそれは私の詭弁でございますけども。

やはりこういった施設、私はこの施設が、ちょっと時間あるんで語らせてもらいますけども、前横田市長の時ですね。先輩だったもんですから、高野よ、と。島田副管理者も分かると思いますけども。なぜこの上と下に、上に公園を作っとくか分かるかと。有事の際には、高野、探しても土地など無いと。だから何かの時には上へ作る。土地は狭いけども、だんだんし尿の処理施設は小さくなっていくから、そこでやってくんだよと。だからここで、あとはもう石岡は持って歩くもんじゃない。だからここで50年でも100年でも、この地域の人たちに理解をいただいてやってくんだと。それが木村市長と横田市長の、前ですけどね、考えでございます。そういったことを私も真に受けまして、用地買収から全てにおいて協力いたし、まあ今日のように至っているところでございます。まあ手前味噌ではありますが、斎場についても私とここにいる鈴木議員で頼まれてね、6町歩という土地をですね、染谷から譲っていただきました。まあ一生懸命やることが、それが得ではなくてもこの正しいと認められれば本来はいいのかなと思いますけども。今回のように、本当に出口の見えない戦争が始まりまして、私も将来よく考えたときに議員など辞めたくくなります。なぜか。昔はここへ来ると皆さんと会話をして楽しかったです。しかしながら、ここへ来ると私は一人でございます。そういった中でずっと戦いを続けてきたわけでございます。3年でございます。長こうございました。

今もっと語りたことは文章にしてきたんですけども、今泉市長の答弁を聞きましてですね、ここで副管理者の皆さんにくれぐれも今、管理者が述べたことは遵守いただき、そして今後ですね、このようなことがなく、地域がコミュニケーションを取って、そしてこのプラントを大切にしていく。そういったことをですね、私もですね、地域の方々に語っていききたいというふうに思っております。地域の方々は最後まで、私は最後まで喧嘩しろと言ってますけども、そういう気持ちはございません。ですからやはり、1日も早くですね、管理者の皆さん、話し合い持っていただきまして、そんでより良い関係を構築していただければと、かように思います。

私もここで大きな声を出したり、そういったことはこれが最後になるかもしれません。今後についてはいろいろ前向きに、その湖北環境衛生組合が発展するような、発展させることができるような議員としてね、これからは頑張ったいと思います。一つ、この地域の方々、皆さんで支援してあげてください。

本日はありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案

に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、議案第5号・平成30年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第6号・和解についてを採決いたします。

〔高野要君，宮嶋謙君離席・出席議員13名〕

○議長（関口忠男君） お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

〔高野要君，宮嶋謙君着席・出席議員15名〕

以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、令和元年第2回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

午後4時37分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 宮 嶋 謙

署名議員 櫻 井 繁 行